

泉南市新規採用職員研修「子どもの権利を学ぼう！」

～泉南市子どもの権利に関する条例第8条（子どもの権利に関する学習と教育）より～

子どもの権利に関する条例事務局は、7月、泉南市の平成30年度新規採用職員を対象に「子どもの権利」についての研修を行いました。平成24年10月に制定された「泉南市子どもの権利に関する条例」ができた経緯、そして4つの「子どもの権利」について話した後、それぞれが担当している仕事を付箋に書き、以下のように4つの権利に分けてみました。

自分の仕事を4つの子どもの権利でグルーピング（一部抜粋）

生きる権利	育つ権利
<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー等に配慮し給食を提供 ・児童扶養手当の支給 ・水道、ガス、下水の道路への埋設 ・戸籍をつくる ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、スポーツ施設の維持管理 ・障害のある子どもに療育を行う ・給食費、教育費の支給 ・一緒に遊ぶ ほか
<ul style="list-style-type: none"> ・税金の課税徴収等 ・家屋評価（税額の決定） 	<h3>参加する権利</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・友達や保育教諭との関わりの中で、発言ができる場を設けたり、遊びを提供したりする
<h3>守られる権利</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の維持補修 ・災害から守る ・虐待から守る ・医療機関とのネットワークの構築 ・保育、療育、留守家庭児童 ほか 	

ワークの中で、税務課の職員が、考えた末に4つの権利のど真ん中に「課税・徴収」等の仕事を貼る様子があり、なるほどと思いました。一見子どもとは直接的なつながりがない仕事に見えても、実は市民の皆さんから徴収した税金はさまざまな子どもに関わる施策にも使われており、子どもの権利の実現に大きく関わっていることが感じられました。

●受講者の感想

▽子どもの権利条例の存在を初めて知りました。また、子どもたちが会議をし、市長へ直接伝える仕組みがあることを知り、子どもの生の声を聞ける貴重な取組だと思いました

▽子どもたちが自分たちで考えた「せんなんこどもニュース」の動画を見ました。実際に子どもたちが感じていることを自ら発信しようと努力していることがすごいと感じました

▽4つの権利に分けて付箋を貼ると、「参加する権利」が少ないことに驚き、この権利を意識しなければならぬことを実感しました

▽自分の担当業務が子どもの権利を守ることに直結していることがよくわかり、泉南市の子どもたちのためにも、より良いまちづくりのためにも、一層気を引き締めて業務にあたらなければと感じました



新規採用職員の姿から、子どもの意見をいかしたまちづくりの実現に大きな期待がふくらむ研修となりました。



【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局
 （人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /
 e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）